

第8回農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和3年8月5日（木）
- 2 開会日時及び場所
令和3年8月5日（木） 午後2時00分
雲仙市役所別館3階会議室
- 3 閉会日時 令和3年8月5日（木） 午後4時10分
- 4 委員氏名

(1)出席者（17名）

1 番 松尾 茂敏	2 番 内田 弘幸	3 番 田島 真一	4 番 池田 兼三
5 番 山崎 正典	6 番 本田 浩	8 番 中川 實美	9 番 徳永 玉義
10 番 草野有美子	11 番 栄木 正孝	13 番 坂本 博	14 番 東 康敬
15 番 森崎 茂徳	16 番 笠原 勝	17 番 小筏 正治	18 番 林田 剛
19 番 馬場 保			

(2)欠席者（2名）

7 番 草野 英治 12 番 鶴崎 高幸

5 議事に参与した者

事務局長	増富 浩彦
参事補	原田 誠二
参事補	藤吉 文女
地域づくり推進課	井口 崇士
農林課農業班	釣川 和義

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第40号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第41号 農地法第4条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について
- 日程第4 議案第42号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第43号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について
- 日程第6 議案第44号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第45号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第8 議案第46号 農用地利用配分計画（案）に係る意見聴収について

7 農政推進に係る協議事項

- (1) 婚活イベント実施の可否について
- (2) 農業委員・推進委員の担当地区について
- (3) 農業振興地域整備促進協議会及び地区小委員会委員の推薦について

8 その他

- (1) 婚活サポーター「世話やき隊」について（地域づくり推進課）
- (2) 農林補助事業について（農林課）

午後 2 時 00 分開会

○事務局（藤吉 文女君） 議事に入る前に、申請の取下げをお願いします。

議案書 30 ページ、議案第 45 号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についての申請番号 26 番が取り下げられましたので、削除願います。

また、議事進行上、発言される場合は、挙手をして、議長が指名をしてからマイクを通して発言してください。

また、携帯電話は電源をお切りになるかマナーモードに設定くださいますようお願いいたします。

○事務局（原田 誠二君） 議案書の 30 ページの申請番号 26 番が取下げになりました。確認です、大丈夫ですか。よろしいでしょうか。

○事務局長（増富 浩彦君） 改めましてこんにちは。お暑い中、ご苦労さまです。

本日は、鶴崎委員さん、草野英治委員さんから欠席届が提出されております。

なお、本日の出席者は、農業委員会法第 27 条第 3 項の規定による過半数に達しておりますので、ここで会長に開会をお願いいたします。

○議長（馬場 保君） 皆さん、こんにちは。暑い中、ご参集いただきまして、ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、議事に入りますので、座って進めさせていただきます。

ただいまから令和 3 年第 8 回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

まずは、議決事件の審議を行います。

各委員の協力方よろしくお願いいたします。

日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規定第 12 条の規定により、1 番、松尾茂敏委員、2 番、内田弘幸委員、両委員を指名いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第 2、議案第 40 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてから、日程第 8、議

案第46号、農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてまでの議案7件となります。

それでは、日程第2、議案第40号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書2ページを御覧ください。

〔議案第40号の朗読〕

議案書3ページ、受付番号25番から29番まで5件の申請があっております。詳しくは別添1を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。それでは、東部調査会長から、案件について説明をお願いいたします。

○委員（9番 徳永 玉義君） 議席番号9番、東部調査会長の徳永です。

申請番号25番は、規模拡大のため譲り受ける案件、申請番号26番は、遠方に住んでおり耕作できないため譲り渡す案件です。

申請番号25番、26番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題ありませんでした。以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号25番から26番について、ご質疑がありましたらお願いします。森崎委員。

○委員（15番 森崎 茂徳君） この26番の織田さん、この人は借主ですけど、1人で4反4畝を貸しとつとに、今度借りらすとですか。実質、だから4反しか作とらっさん。

○委員（9番 徳永 玉義君） ここですけど、実はこの井上セイ子さんというのが、お兄さんが亡くなられて、この親戚関係なつとですよ、織田さんとですね。ほんで、ほかのところもまた上がつとですけど、要するにもう跡取りも誰もおらんもんですから、もう家も何もこちらに譲り受けさすような状況になっております。（発言する者あり）そういうことです。お願いします。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。森崎委員よろしいですか、15番、森崎委員。

ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、続きまして中部調査会長、お願いします。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 議席番号1番、中部調査会長の松尾です。

中部調査会関係分は、申請番号27番です。

27番は、規模拡大のため譲り受ける案件です。

申請番号27番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

申請番号 27 番についてご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑ございませんね。質疑ないようですので、続きまして、西部調査会、お願いします。

○委員（4 番 池田 兼三君） 議席番号 4 番、西部調査会の池田です。

調査会長が休みのため、今日は私が代わりに説明します。

西部調査会分は、申請番号 28 番から 29 番です。28 番と 29 番は、交換の案件です。

申請番号 28 番から 29 番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号 28 番から 29 番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第 40 号、申請番号 25 番から 29 番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

○事務局（藤吉 文女君） 議長、すいません、事務局です。

次の議案に入る前にお願いします。各議案の最後のほうに、「農業委員会会長」ってあるんですけど、その後に会長のお名前を入れてください。まだ入れてない状態で作りましたので。

○事務局（原田 誠二君） 議案書 2 ページの下の方です。「雲仙市農業委員会会長」で止まっているので、この議案を作ったときにはまた決まっていらっしゃらなかったもので、ここを空欄にしております。ここに「会長馬場保」ということで記載をお願いします。

各議案のページは全部ありますので、事務局が読んだ後にでも書いていただければと思います。

○議長（馬場 保君） よろしくをお願いします。

次に、日程第 3、議案第 41 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可後の計画変更承認申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書 4 ページを御覧ください。

〔議案第 41 号の朗読〕

議案書 5 ページ、申請番号 1 番です。詳しくは別添 2 を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

申請番号 1 番については、議案第 4 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についての申請番号 3 1 番で、変更後の転用申請がされておりますので、一括して審議したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、一括して審議します。

次に、日程第 4、議案第 4 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書 6 ページを御覧ください。

〔議案第 4 2 号の朗読〕

議案書 7 ページ、申請番号 9 番です。詳しくは別添 2 を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、中部調査会長から案件について説明及び報告をお願いします。

○委員（1 番 松尾 茂敏君） 議席番号 1 番、中部調査会長の松尾です。

申請番号 9 番は、駐車場用地へ転用する追認申請です。

申請人の父が、平成 9 年頃より隣接の宅地を造成する際に一緒に造成し、駐車場として使用している案件です。申請地は農振白地、愛野駅から 3 0 0 メートル区域内にあるため、第 3 種農地と判断しました。なお、非農地化の原因が人為的なものであり、かつ 2 0 年以上引き続き非農地であり、簡易手続相当の違反案件基準に該当することから、例外的に追認できる案件と思われます。

申請番号 9 番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

議案第 4 2 号、申請番号 9 番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第 4 2 号、申請番号 9 番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第 5、議案第 4 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の計画変更承認申請につ

いて、事務局、説明をお願いします。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書 8 ページを御覧ください。

〔議案第 4 3 号の朗読〕

議案書 9 ページ、申請番号 1 番です。詳しくは別添 2 を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

申請番号 1 番については、農地法第 5 条、申請番号 3 6 番と同一事業による転用であるため、次の 5 条申請と一括審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、次に一括審議することにいたします。

次に、日程第 6、議案第 4 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書 1 0 ページを御覧ください。

〔議案第 4 4 号の朗読〕

議案書 1 1 ページを御覧ください。申請番号 2 7 番から 3 7 番です。詳しくは別添 2 を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

それでは、各調査会長から、案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。

まず、東部調査会長、お願いいたします。

○委員（9 番 徳永 玉義君） 議席番号 9 番、東部調査会長の徳永です。

東部調査会関係分は、申請番号 2 7 番から 3 0 番です。

申請番号 2 7 番は、特定建築条件付売買予定地として転用を計画されております。申請地は、農振白地、1 0 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第 1 種農地と判断しました。しかし、既存集落に接続していることから、例外的に許可できる案件であると思われます。

申請番号 2 8 番は、農用施設用地として転用する追認案件です。申請地は農振白地、1 0 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第 1 種農地と判断しました。しかし、転用目的が農用施設であったことから、例外的に許可できる案件であると思われます。

申請番号 2 9 番は、駐車場用地として転用を計画されております。申請地は農振白地、1 0 ヘクタール未満の農地の一団の区域内にあるため、第 2 種農地と判断しました。

申請番号 3 0 番は、一般個人住宅用地として転用を計画されております。申請地は農振白地、1 0 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第 1 種農地と判断しました。しかし、

既存集落に接続していることから、例外的に許可できる案件であると思われます。

申請番号２７番から３０番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号２７番から３０番について、ご質疑がありましたらお願いします。中川委員。

○委員（８番 中川 實美君） ８番、中川です。２７番のことですけど、事務局にお尋ねします。これは、許可が下りる前から報告を出して、販売していいものかどうかお尋ねします。

○議長（馬場 保君） 事務局、説明よろしいですか。

○事務局（原田 誠二君） 事務局です。それにつきましては、まず許可が下りないと販売はできません。看板のほうもですか。一応看板のほうも、設置はちょっとできないということになっているんですけども。

○委員（８番 中川 實美君） 看板じゃなくて、不動産情報というあれが新聞に入ってくるわけなんですけど、１か月に１回。それで、もう７月からあれが入ってきているんです。

○事務局（原田 誠二君） チラシですか。

○委員（８番 中川 實美君） 不動産情報みたいですね。不動産屋のあれですけど、もう２回入っています。

○事務局（原田 誠二君） すいません、事務局そこまで把握していませんでしたけども、それが事実であるならば、ちょっと今後この申請者のほうにも指導をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（馬場 保君） よろしいですか、中川委員。

○委員（８番 中川 實美君） はい。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。

○事務局（原田 誠二君） すいません、事務局からよろしいでしょうか。

事務局です。申請番号２７番について、調査会のほうで委員さんから質問があった件で、ちょっと報告します。

一応ここについては、隣の宅地なり農地の方に、家を建てるに当たって承諾を、同意を得ているのかということでしたけども、まず、同意書は必要ないんですけども、申請者に確認したら、事前にその周辺の方には説明をしているそうです。という回答を頂きました。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長、お願いします。

○委員（１番 松尾 茂敏君） 議席番号１番、中部調査会長の松尾です。

中部調査会関係分は、申請番号３１番と３２番です。

申請番号３１番について、申請地は、平成１５年１月２１日付で賃貸住宅用地として転用許可を受けたもの、資金調達が困難になり、建築できなかったとのことです。今回は、当初計画者のお孫さんが一般個人住宅への転用を計画されています。申請地は農振白地で、おおむね１０ヘクタール未満の一団の区域にある農地であることから、第２種農地と判断しました。

３２番は、駐車場への転用申請です。申請地は農振白地、１０ヘクタール未満の一団の農地の区域内にあるため、第２種農地と判断しました。

申請番号３１番と３２番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題はありませんでした。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号３１番、３２番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会、お願いします。

○委員（４番 池田 兼三君） 議席番号４番、西部調査会の池田です。

西部調査会関係分は、申請番号３３番から３７番です。

申請番号３３番は、農業用道路用地へ転用を計画されております。申請地は農振白地、市役所の千々石支所から３００メートルの区域内にあるため、第３種農地と判断しました。

申請番号３４番は、一般個人住宅用地への転用申請です。申請地は農振白地、千々石支所から５００メートル以内の区域にあるため、第２種農地と判断しました。

申請番号３５番は、店舗及び和菓子製造工場用地として転用申請されています。申請地は、令和３年５月１２日に農振除外済みです。

申請番号３６番は、平成１３年８月に一般個人住宅として転用許可が下りていました。しかし、諸事情により計画は実行されませんでした。今回、当初計画者のお子さんから、農地法第５条許可後の計画変更承認と一般個人住宅への転用申請が提出されました。申請地は農振白地、１０ヘクタール未満の一団の農地の区域内にあるため、第２種農地と判断しました。また、風致地区内のため、許可申請を予定されています。

申請番号３７番は、市道小浜富津木津線改良工事に伴う現場事務所及び資材置場用地への一時転用を計画されています。転用期間は許可日より４か月半で、この期間には農地への復元期間も含まれて

います。申請地は農振白地、１０ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第２種農地と判断しました。

農地法第５条許可後の計画変更承認申請、申請番号１番及び農地法第５条許可申請３３番から３７番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

申請番号３３番から３７番について、ご質疑がありましたらお願いします。内田委員。

○委員（２番 内田 弘幸君） 議席番号２番、内田です。

３３番の分で、写真を、これ、１００１と、これには問題なかったと思うんですけど、堀川雄一さんの９７３、写真で見れば、ソーラがはまっていることはわかってけど、いまだこれはなっとつとでしようか。これは、事務局のほうにお尋ねします。（発言する者あり）

○事務局（原田 誠二君） 事務局です。一応太陽光がなっているのは、もう許可済みです。ただし、地目を変えていращやらないのかもしれないですけど。（発言する者あり）許可は出とうです。ただ、時々地目を変えられない、（発言する者あり）変えとらっさん人もおるとです。ただ、ここは許可は出ています。（発言する者あり）

○議長（馬場 保君） 森崎委員。

○委員（１５番 森崎 茂徳君） １５番、森崎です。この前、事務局にお願いしていましたが……、１００２の５番はどうになりました。

○議長（馬場 保君） 事務局。

○事務局（原田 誠二君） 事務局です。地番が１００２の５のところですね。（発言する者あり）一応ここが現在、農地じゃなくて宅地になっているんですけども、確認したところ、この堀川さん、転用申請者ですね、が町田さんと話をして、そこを所有権移転をするそうです。（発言する者あり）そして、入り口のところに原田さんってあるんですけど、ここの地役権をされているので、一応堀川さんに所有権が替わって、それから町田さんと、堀川二雄さんか……、堀川さんの弟さんの畑に行く道でもあるので、地役権をまた設定するということです。持ち分を持たせるということです。

以上です。

○委員（１５番 森崎 茂徳君） 分かりました。

○議長（馬場 保君） よろしいですか。議席番号２番、内田委員、議席番号１５番、森崎委員からご質疑ございましたが、ほかにご質疑はありませんか。内田委員。

○委員（２番 内田 弘幸君） ３６番です。７８ページのこれを見たときと、そして写真ですね、写真で、これ見たときに、この申請地の周りに「宅地造成済」、「宅地造成済」、「宅地造成済」、「７１６の２」、「７１６の８」、「７１６の１」とあるんですけど、この写真を見たとき、山んご

となつとですけど、この宅地造成済のこっちはどげんなつとうとでしょうか。いつ宅地造成されて、そのまま、これで見たら山んごとなつとですけど。それで、この物件自体が20年ぐらい前に申請されて、用途変更というか、宅地のあれで今度申請されるわけですけど、それは問題なかでしようけど、このほかのところの宅地造成済で3つあって、これは荒れていてということになれば、これもちよつと問題じゃかかなと思うんですけど、どげんなつて、いつ頃宅地にあれされてから、そのままになつとるとやろうか。（発言する者あり）

○議長（馬場 保君） 西部調査会のどなたか。（発言する者あり）池田委員。

○委員（4番 池田 兼三君） これは、今、地番で699の6、5、それで、右側は宅地化が進んでるわけですけど、この道路をしたときに、宅地用地として整備しとるわけです。それがいまだに、宅地が、造成はしたけど建っていないと、そういう状況です。

その右側については、道路は通っておるわけです。これは、反対側のほうです。699の番地は宅地で、その上にずっと道路を造つとるんです。造成はしとるわけです。（発言する者あり）そういう状況です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。2番、内田委員、よろしいですか。（発言する者あり）

○委員（2番 内田 弘幸君） いや、何十年ぐらい、これ自体が20年ばっか前のあれやったもので、20年以上たつとるんです。写真見たら、山ばっかになつとうけん、よう見たら宅地造成済になつとうけど、山になつとる。（発言する者あり）わかりました。

○議長（馬場 保君） 2番、内田委員から質問ありましたけども、ほかにご質疑ございませんか。林田委員。

○委員（18番 林田 剛君） 同じく36番の説明の、事務局の中に、風致地区の言葉が出てきましたので、簡単にでもいいですので、風致地区についての説明をよろしくお願いします。

○議長（馬場 保君） 事務局、よろしいですか。

○委員（4番 池田 兼三君） これは、雲仙登山口50メートル以内が風致地区に入つとるわけですよ。（発言する者あり）雲仙千々石線沿いは風致地区に入ってる。その中に入つとったと思います。うちも入つとる。（発言する者あり）

○事務局長（増富 浩彦君） 事務局から、都市計画法の中で、主に景観を、その地区の景観を損なわないような高さの制限とか広さとかは、制限ばしとるとが風致地区ということで指定をして、それ以外のもんは建てさせないとか、ひどく高い建物とか、その景観にそぐわない色とか、そういったとを制限しとるとが風致地区ということになっている、簡単に言えば、なつとると思います。

あとは、デメリットとしては、敷地に対しての建蔽率辺りがちょつとかかってくるというんか、そこら辺がデメリットになつとうとじゃなかかなというのはあります。（発言する者あり）メリットは、

そこの地区のメリットとして、やっぱり物すごく高いビルとかが建っていかんもんやけん、ある程度の低層の住宅ぐらいしか建てられないという。（発言する者あり）メリットは、あまりなかとやろうかな……、今の時代、なかつちやろうかなとは思います。（発言する者あり）

○議長（馬場 保君） よろしいですか。ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、議案第４３号、申請番号１番、及び議案第４４号、申請番号２７番から３７番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第７、議案第４５号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書１４ページを御覧ください。

〔議案第４５号の朗読〕

議案書１５ページ、申請番号１番から、議案書４１ページ、申請番号４３番までです。申請番号１番から１９番については貸借に係る案件、２０番から２５番、２７番、２８番については所有権移転に係る案件、２９番から４３番については農地中間管理機構へ貸し付ける案件で、配分先まで決定する一括方式になっています。

詳しくは別添３を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

議案第４５号に対する質疑を行います。

まず、貸借権設定に係る申請番号１番から１９番についてご質疑ございませんか。東委員。

○委員（１４番 東 康敬君） この小作料を見たときに、ある資料には１０アール当たり何ぼ、総額で幾らということで、ちょっと統一がなされとらんわけですね。そこら辺はどういう形でやっとなるわけですか。

○議長（馬場 保君） 事務局、説明できますか。

○事務局（原田 誠二君） 事務局です。一応その統一というか、これはあくまで申請者の書かれている分に合わせているため、それに合わせています。

○委員（１４番 東 康敬君） １０アール当たりにすれば何ぼという形があるじゃなかですか。すると、総額で書いてある資料があるじゃなかですか。そこら辺は統一はできんわけですか。

○事務局（原田 誠二君） 一応、計算上うちもしてもよかとは思うとですけど、あくまで申請者が書

かれてきたもの、そこに対しての幾らというのは、うちもあれがないので、今後、（発言する者あり）。

○事務局長（増富 浩彦君） はしたの出るときもあるけんね。申請者が書いてきたように議案書には写しよるということで理解ばしてもらうしかなかとは思います。

○議長（馬場 保君） よろしいですか、東委員。

ほかにご質疑ございませんか。内田委員。

○委員（２番 内田 弘幸君） ２番、内田です。これは、別添３の様式で、３番の利用権設定を受ける者の農業経営の状況をとあつて、雇用労働力のところに７５４人とか、雇用の分を書きよらすとやろ、どうも。３００、もし、３５０にしたら７００とか、３で２５０日だったら７５０とか、ちょっと雇用じゃなくて、書いてあるのかどっちなのか、この辺がもしあれやったら指導、これを書くときにやっぱり、これ全て農業委員とか推進が書いたあれになつとるけん、この様式はちゃんと理解してもらって書かんと、何のために書きよるとかわけ分からんような話になる、よろしくお願いします。

○議長（馬場 保君） 事務局、よろしいですか。

○事務局（原田 誠二君） はい。（発言する者あり）

○委員（２番 内田 弘幸君） 熊辻直樹さんなんかを見たら、４人として２０人とか書いてあるけん、ここはちゃんと分かっとらすですもんね。１年間のうち、何ち、２人を１０日ぐらい雇うとか、そういう意味でこん前聞いたら、あつじょんこがん６００、８００とかいうたら、本当今日び雇用ができるとかなと思うて、こういう提出する書類であれば、ちゃんとした形で出してもらえたらと思って確認しました。

以上です。（発言する者あり）

○議長（馬場 保君） 内田委員、よろしいですか。

○委員（２番 内田 弘幸君） はい。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、次に、所有権移転に係る申請番号２０番から２５番、２７番、２８番についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、次に、農地中間管理事業に係る申請番号２９番から４３番について、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。お諮りします。議案第４５号は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項に適合した適正な計画であると認め、農用地

利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、集積計画を決定することとします。

次に、日程第8、議案第46号、農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書42ページを御覧ください。

〔議案第46号の朗読〕

議案書43ページ、整理番号1番から4番です。本案件は、再配分となっております。

詳しくは別添3を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

本案件は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸し付けられた農地を、公募申込みをした農業者へ再配分する計画が提出されたものです。

議案第46号に対する質疑を行います。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。議案第46号農用地利用配分計画（案）については、特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、原案については異議なしと回答することとします。

お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもって、議決事件の審議は全て終了しました。どうもありがとうございました。

ここで暫時休憩とします。休憩後、農政推進に係る協議を行います。

午後3時00分休憩

.....

午後3時10分再開

○議長（馬場 保君） 引き続きとなりますが、農政推進に係る協議を行います。各委員の協力方、よ

ろしくお願いいたします。

それでは、早速、本日の協議に入ります。

婚活イベント実施の可否について、事務局の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） お手元の資料、ございますか。令和3年第8回雲仙市農業委員会農政推進に係る協議というやつ、皆さん、ありますでしょうか。その協議事項のまず1番です。婚活イベント実施の可否についてということで、資料を1枚めくって1ページを御覧ください。

一応雲仙市農業委員会では、平成7年と、平成29年から令和2年まで、ポテコンとかイチコンとか花コンとかいって、婚活イベントを実施しておりました。去年はコロナの関係で、ちょっと中止をいたしました。

その前の花コン、一番最後の花コン、愛野で行ったと。ここで一応カップルが成立して、成婚まで1組何とか初めて行ったので、本年度もするべきではないかということで、6月の農政のほうで協議をしていただきました。

そこで、その時点では婚活イベントをしてもいいんじゃないということだったんですけども、最終的に委員さんが8月に替わるので、そこの中で決定をするようにという意見がありましたので、今回、上げさせていただきます。

今回、今年またちょっとコロナもはやっているんですけども、この婚活イベントを農業委員会として実施をするのかしないのかというのをちょっと決めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、意見、質問などありましたら、挙手の上発言をお願いします。小筏委員。

○委員（17番 小筏 正治君） それなら、婚活はするということで進めよったでしょ、詳しいことは新しい委員さんで決めてくださいと。

○委員（15番 森崎 茂徳君） しかし、今度こがんひどなれば、とととって、どうせもう一月ぐらいにせなんですから、間に合うとやろうかと思うんですが、コロナのひどか時に、どがんじゃろうか。

○議長（馬場 保君） 森崎委員から、あと小筏委員からもご意見ありましたけども、ほかに何か、するかしないかということです。（発言する者あり）松尾委員は中止ということです。（発言する者あり）

○委員（15番 森崎 茂徳君） 募集してから、中途半端に募集ばかりしても、人間がそろえばよかんですが。人間集めるとに一苦労すつとよね。やっぱりもう1年ぐらにかかるかもね、どうしても。

○議長（馬場 保君） ほか、するという方、いらっしゃいますか。

○委員（4番 池田 兼三君） 一応委員会ではするという方向ではしてきたわけですけど、今のコロナの状況では、事務局も私達委員も。今、私も松尾委員と同じことで、中止という方向だと思います。

けどね。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

ほかの方はいかがでしょうか。新しい委員の坂本委員はいかが思われますか。（発言する者あり）

○委員（１３番 坂本 博君） この状態だったら、ちょっと無理じゃないかなと。

○議長（馬場 保君） 分かりました。

１１番、栄木委員、どう思われますか。

○委員（１１番 栄木 正孝君） 私は、今の状況だったらちょっと難しいんじゃないかと思えますけど。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

中川委員、いかがでしょうか。

○委員（８番 中川 實美君） 今またコロナがひどかけんな。熊本も、恐らくあれになっとうやろう。今、雲仙市も何人か出ちょっじゃろう。（発言する者あり）あとは分らんけど、今のところはまだ見合わせたら。

○委員（１５番 森崎 茂徳君） 今年は見合わせたほうがよかでしょう。

○委員（８番 中川 實美君） ちょっとコロナはやる前でしてもどうかなっていうぐらいうったのが、また特にひどうなってきた。

○委員（１５番 森崎 茂徳君） 収まりかかればよかとけんが、逆に増えよる。

○委員（８番 中川 實美君） また増えよる。

○議長（馬場 保君） 次に、山崎委員、どう思われますか。

○委員（５番 山崎 正典君） 皆さんそうおっしゃっているので、皆さんの意見に。（発言する者あり）

○議長（馬場 保君） 分かりました。

田島委員。

○委員（３番 田島 真一君） 私はこれ、大好きなんですけど、こういう状況では仕方ないかなと思っております、楽しみにしておりましたけど。

○議長（馬場 保君） 笠原委員はいかがですか。

○委員（１６番 笠原 勝君） 皆さんと同じ意見です。

○議長（馬場 保君） それでは、中止とします。よろしいですか。（「はい」と言う者あり）

次の議題に移ります。農業委員・推進委員の担当地区について、事務局の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 事務局です。お手元の資料の２ページを御覧ください。

農業委員・推進委員の配置リスト（案）ということで、一応作らせていただいております。これが、要は担当地区です。そこをちょっとうちのほうが、これから調査とか相談とかあったときに、その土

地の地番、甲とか乙とか丙でちょっと分けるもので、今お手元にあるとでちょっと地区分けしてるんですけど、これでいいのかどうかの確認なんですけど、まず、国見の中川委員ですけども、多比良の甲乙丙丁戊、これ、ここでもよろしかったですか、一応担当という。

○委員（８番 中川 實美君） 推進員の横田が丁です。

○事務局（原田 誠二君） 一応、すいません、推進員もちょっと後で聞こうと思うんですけど、中川さんのほうはもうこれで大丈夫ですか、一応範囲的には、甲乙丙丁戊。（発言する者あり）

農業委員の横田さん、篠崎さん、（「推進員」と言う者あり）すいません、推進員の。一応委員さんにも聞くんですけど、また推進員さんにも１２日に改めて聞こうかと思うんですけど、こういうことでいいんですかね。

○議長（馬場 保君） それよりも、これを見て意見がある方はいらっしゃいますかね、でよかつじやなかと。

○事務局（原田 誠二君） なるほど。すいません、今ちょっと議長から提案で、今このお手元の資料を見て、まず農業委員さんです、農業委員さんの分で、その地区、担当地区ですね、主な担当地区、これで間違いがないかどうかの確認をお願いしたいんですけど、もしあれがあったら今教えていただければ。（発言する者あり）一応農業委員さんと推進員さん、一緒にやってもらうんですけども、まず農業委員さんのところで間違いはないかどうかという確認ですけども。（発言する者あり）小浜、オーケーですか。一応農業委員さんのほうですよ。

○委員（１５番 森崎 茂徳君） 両方ともよかよ。

○事務局（原田 誠二君） 一応もう一回推進員さんには後で確認しますけど。（発言する者あり）農業委員は、ここはこがん言わしたけど、どがんですかというのはちょっと聞きます。

吾妻も、じゃあ……、順番に。

○議長（馬場 保君） 国見町、よろしいですか。（発言する者あり）

○事務局（原田 誠二君） 全部よかですか。これが一応……。（発言する者あり）

○委員（１７番 小筏 正治君） ここに書いてあるこったい。

○議長（馬場 保君） これは、しかし、農業委員が数の少なかつでしょう、推進員と協力して回れば、これ。

○委員（９番 徳永 玉義君） どうせそがんならすと。

○委員（１７番 小筏 正治君） それは協力してする。

○委員（９番 徳永 玉義君） それがもう基本であって。

○議長（馬場 保君） 農業委員が少なかつて。どっちも一緒になって。

○委員（１７番 小筏 正治君） そやけんね、書いてあって、もう変えられんって。よかですか、悪かですかって言われてん、このとおりに動かないかんです。

○委員（１４番 東 康敬君） これは結局、この担当地区というのは、現地確認が主になってくるんですね。

○事務局（原田 誠二君） そうですね。なので、現地確認のときにうちが地番で言って、そこでこれを見て、ああ、丁のここやったらこの人だなんていうて出すとですたいね。もうそれぐらいしかうちが判断できないんですよ。（発言する者あり）

○議長（馬場 保君） これが農業委員だけに行くとじゃなかです。推進員も含めて。

○委員（９番 徳永 玉義君） 推進員も行くんですよ。

○事務局（原田 誠二君） 一応、今のところ３条の申請、新規は推進員さんをお願いして、基盤強化法の新規については農業委員さんにもお願いしよっとですね。

○委員（１５番 森崎 茂徳君） それが、これでいったらのとったけどさ、いや、名前どんなやった……、大将なんか全然知らんで、俺の方にとって来たもんやけん。

○事務局（原田 誠二君） 推進員さんの分が。

○委員（１５番 森崎 茂徳君） 元村君のほうが。

○事務局（原田 誠二君） ああ。

○委員（１５番 森崎 茂徳君） それが、山畑の畑総が言うてから俺達が行つとるけどさ、それが、それなら真吾の方に言うていかんば。

○事務局（原田 誠二君） そこがうちじゃわからん……。もし、これで決めとつてもろうて、もしそがん状況のあれば、行ったときにその人たちがそがん言うてもらえればうちもしますけど。（発言する者あり）

１回、あれが、一番申請の多かときあったでしょう。（発言する者あり）何やったつけ、あれ、（発言する者あり）補助金の関係で、それば前もって推進員さんと委員さんに、もうこがん状況やけん、今後はちょっと違う地区けど、手分けさせてもらっていいですかというて、よかよってなったけん、そのときはしてもろうたんですね。

○委員（１７番 小筏 正治君） そやけん、それはそがんしてもらわんばちょっと。

範囲が広がれば、もう少し。

○事務局（原田 誠二君） そやけん、もし、言わしたことですよ、例えば神代の現地確認がえらい多かったってなった場合は、これでいけば小筏さんにばかりなるけん、そうじゃなくて、例えば本田さんとか徳永さんとか中川さんに少し行ってもらえんやろうかというとは、ちょっとうちもその状況ではお願いすっと思います。

○委員（９番 徳永 玉義君） 過去、私のときは多比良のほうにちょこちょこよかですよ、多比良のほうが。だから、その相談、三浦君に連絡して見てもらえんやろうかって。

○事務局（原田 誠二君） 一応、うちのもうその場での分け方は、もうこれを決めてもらわんと、到

底ちょっと出し切らんということになってくるんで。（発言する者あり）

○議長（馬場 保君） 一応こういう振り分けでよかですね。（「はい」と言う者あり）

ほかにご意見等もないようですので、次の議題に移ります。

○事務局（原田 誠二君） すいません、次が協議事項３の農業振興地域整備促進協議会及び地区小委員会委員の推薦についてということで、資料は３ページになるんですけど、今日ちょっとまた農林のほうからも来てるんですけど、資料の後ろのほう、この色つきの広い、折り曲げているこれ、これをちょっと見てもらっていいですか。

一応これで農林のほうのいろんな協議会があって、それに農業委員さんを割り当てるとというのが幾つかあるので、それをちょっと決めていただこうかなと思うんですけど、まず、この広い様式の上のほうから順番に行くんですけど、それが先ほど言った農業振興地域整備促進協議会というんですけど、これは先ほどの資料３ページのほうですね。最初のほうに私が読んだやつなんですけど、要は農振農用地関係の会議の委員さんということで、（発言する者あり）そうですね、そのまず今度委員さんが替わって、在任の８月１日から９月３０日までの残任期間の分をちょっと決めてくださいということだったんです、推薦をしてくださいと。

ただ、これは、今度は１０月、９月３０日までですけど、１０月から令和６年９月３０日まで同じ委員さんでお願いしたいということなんで、それも含めてちょっと決めてもらおうかと思います。

大体通常年に３回会議があるそうです。これは報酬、委員報酬があるそうです。７,０００円、会議１回につき７,０００円。

これが、全体的な協議会の委員さんお一人で、あとは各地区、国見地区、瑞穂地区から南串山地区までの小委員会の委員さんを１人ずつ推薦をお願いしますというのが来ています。

４ページ、５ページが、前回なっていた委員さんです。促進協議会の委員さんのほうが農業委員会の代表ということで、当時は小筏会長ということで小筏さんになっていました。国見は徳永さん、瑞穂は東委員で、吾妻は馬場委員、愛野は大島委員、千々石が池田委員、小浜、森崎委員で、南串山が渡邊委員だったんですけど、まず、これをちょっと決めていただこうかなと思います。

最初に、一番最初の全体的なところの促進協議会の委員さんですね。次に、もうこの広いＡ４のこっちで見ていこうと思います。（発言する者あり）狭かほう……。

○委員（１５番 森崎 茂徳君） こっちのほうが見やすかよ。

○事務局（原田 誠二君） よかですか。（発言する者あり）そしたら、まず、農振のほうはこの４ページ、５ページとでよかですか。

そしたら、まず、促進協議会の農業委員会の代表ということで、普通慣例であれば農業委員会の会長さんがなっていらっしゃるみたいなんですけど。（発言する者あり）馬場会長が、もう促進協議会の、（発言する者あり）でよかとですかね。（発言する者あり）

そしたら、国見地区はどがんですか。（発言する者あり）

○委員（９番 徳永 玉義君） 中川さんで。

○事務局（原田 誠二君） 中川委員でよろしいですか。

そしたら、瑞穂地区は。

○委員（１４番 東 康敬君） そのままよかです。

○事務局（原田 誠二君） はい。吾妻はちょっともう馬場さんがなっているの。

○議長（馬場 保君） 内田君でよかです。

○事務局（原田 誠二君） はい。（発言する者あり）ちょっと待って、吾妻は……。 （発言する者あり）

○委員（１番 松尾 茂敏君） 笠原さん。

○事務局（原田 誠二君） はい。（発言する者あり）愛野は。（発言する者あり）そしたらもう……。 （発言する者あり）会議は１０月ですね、始まりは。（発言する者あり）

○議長（馬場 保君） 愛野は松尾さん。（発言する者あり）

異議なし。（発言する者あり）

○事務局（原田 誠二君） 松尾さんでよかですか。（発言する者あり）

○委員（１５番 森崎 茂徳君） 池田さんです。

○事務局（原田 誠二君） 千々石は池田さんですね。

南串山は。

○委員（１５番 森崎 茂徳君） 田島さん。

○事務局（原田 誠二君） 田島さんでよろしいですか。（発言する者あり）

そしたら確認です。促進協議会の農業委員会代表を馬場委員、会長ですね。国見地区は中川委員、瑞穂は東委員、吾妻は笠原委員、愛野が松尾委員、千々石が池田委員、小浜が森崎委員、南串山が田島委員でよろしいでしょうか。

そしたら、今名前を呼ばれた方を、この６ページで農業委員会から推薦するということで提出します。

今、名前呼ばれた方は、すいません、７ページに承諾書を書いてくださいということなんで、後でこれビリって破って、この上、名前のところ書いてください。住所と名前と、印鑑要りません。

今度は報酬があるので、その振込先なんですけど、もし農業委員会の報酬と同じところの通帳振込先でよければ、もうここは空欄で、うちのほうで書きますけど、（発言する者あり）もし違う口座がよければそこに書いていただくと、あとで支所に出してもらえればと思います。もうその口座、全部でいいですよという方は、上の住所、名前、生年月日、電話番号を書いた分を置いてもらえれば。

○委員（１５番 森崎 茂徳君） 電話番号は携帯も書くと。

○事務局（原田 誠二君） よかです。できれば携帯がよかそうです。

そして、今度は、すいません、さっき言った、見にくいと言われたこのA4のほうで、次が今が農振のあれなんですけど、今度ナンバー9番のところ、雲仙市農業振興協議会の幹事というのを決めさせてもらいたいんですけど、これは、もう会長、そうですね、会長でよかですかね。（発言する者あり）

あと、今度は再生協か。11番から再生協、雲仙市農業再生協議会、これの幹事、これはもう要件で会長になっていますので、会長とします。

あと、ここはまた分かれていまして、国見から南串山まで1人出していただくということになっているみたいです。（発言する者あり）ちょっと待ってください、順番できいていきます。

まず、再生協議会の国見地区です。前回平野委員だったんですけども、今回は。

○委員（9番 徳永 玉義君） 本田さん。

○事務局（原田 誠二君） 本田委員でよろしい……。 （発言する者あり）本田さんでよかとですね。

（発言する者あり）

瑞穂地区は……。東さん。

吾妻地区は……。 （発言する者あり）内田さん。 （発言する者あり）吾妻は内田さんでよかですかね。

愛野は……。 （発言する者あり）

○委員（1番 松尾 茂敏君） 鶴崎さん。

○事務局（原田 誠二君） 千々石地区は……。 （発言する者あり）ちょっと待ってください、千々石は、じゃあ。 （発言する者あり）池田さん。 （発言する者あり）農振……。そしたら……。 （発言する者あり）栄木さんでよかですかね。

南串山地区は。

○委員（5番 山崎 正典君） 山崎です。

○事務局（原田 誠二君） はい。

あと、担い手のほうは、もう会長と職代でよろしいですかね。（「はい」と言う者あり）

もう一回言いましょうか。農振から言います。

○委員（16番 笠原 勝君） もう一回言ってください、さっきの。

○事務局（原田 誠二君） 再生協議会です。

まず、幹事はもう会長ですね。国見地区は本田委員、瑞穂は東委員、吾妻は内田委員、愛野は鶴崎委員、千々石が池田委員、小浜地区は……。栄木さんですね。南串山が山崎委員でよろしいでしょうか。（発言する者あり）

そしたら、馬場さん、会長、次のその他に行ってください。（発言する者あり）

読みました。もう一回読みますか。もう一回、農振から読みましょうか。（発言する者あり）農振、すいません、大きいやつでちょっと読みますね。1番、雲仙市農業振興地域整備促進協議会の役職、委員さんは、副会長が農業委員会会長です。農振の国見地区小委員会は、徳永さん、馬場さん、中川さん、東さん、笠原さん、松尾さん、池田さん、森崎さん、田島さんですね。

そして、馬場会長に、馬場会長に、馬場会長で、あと本田さん、東さん、内田さん、鶴崎さん、池田さん、栄木さん、山崎さんで、会長と職代ですね。大丈夫ですか。

もう次、その他に行ってもいいですか。（「はい」と言う者あり）

一応その他で、まず、今度新しくなられた農業委員さんで、農業新聞ですね、これ、前回の互助会のときに、全国農業新聞の購読ですけども、一応新任の中川さん、坂本さん、笠原さん、鶴崎さん、栄木さんについては、ちょっと全国農業新聞の購読をお願いしたいんですが、どうでしょう。もうオーケーということでよろしいですか。（「はい」と言う者あり）

それと、本田さん、田島さん、山崎さんは、現在取られているんですけど、推進員さんでしているので、今、個人の支払いになっています、新聞ですね。これを農業委員さんのほうは互助会のほうで払うとなっているので、今のところ個人で払っているのを一旦中止して、そっちのほうに切り替えたいと思いますので、それでよろしいですか。（「はい」と言う者あり）ありがとうございます。

次が、その他の中で、1番で婚活サポーター「世話やき隊」について、地域づくり振興課のほうから説明がありまして、その次に農林補助事業について農林課のほうから説明がありますので。（発言する者あり）

○地域づくり推進課（井口崇士君） すいません、よろしいでしょうか。すいません、お時間頂きまして、ありがとうございます。地域づくり推進課の井口と申します。こちらが、結婚相談員の田中さんです。よろしくお願いします。

座って説明させていただきます。

私のほうからは、婚活事業の説明と婚活サポーターの養成講座のご案内について説明したいと思います。

市のほうでは人口減少対策としまして、出生率の増加を目指しているんですけども、出生率の増加の前提として、婚活を支援をしているという状況でありまして、今年度から地域づくり推進課の中に移住・定住、婚活の推進班ということで、婚活専門の班もつくっております。

農業委員会におかれても、後継者の確保を目的としまして、平成27年から毎年婚活イベントの実施をしていただいております、昨年度はコロナの関係で中止になったんですけども、実際にカップルも複数成立をして、結婚まで至ったという方もいるというふうにお聞きいたしております。

お配りした資料の1枚目なんですけども、新たな子育て支援事業新子育て応援パッケージという資料を御覧ください。この横の資料を御覧ください。

こちらが市のほうで実施をしております子育ての事業の概要なんですけれども、出会いから恋愛、結婚、子育てにわたるまで、切れ目ない支援ということで、こういった事業を行っております。

地域づくり推進課のほうでは、この左側の出会い、恋愛、結婚、こちらの図をやっているんですけれども、今の結婚応援専任職員の配置でありますとか、左側の出会いのほうなんですけれども、下のほうで、農業委員会のほうもされています婚活イベントについて支援であったりですとか、結婚のほうでは結婚奨励金ということで、結婚をされたご夫婦に対して50万円から60万円の奨励金を交付したりですとか、結婚新生活支援補助金ということで、新婚世帯の引っ越し費用でありますとか家賃とか、そういったものについても60万円を上限とした補助をしているところでございます。

今日ご説明をするのは、恋愛のところなんですけれども、カップル応援事業ということで、出会いから結婚までをサポートする市民の方を世話やし隊ということで、仲人さんみたいな形で委嘱をしまして、独身者の出会いであったりですとか、恋愛の相談なんかに応じて結婚に結びつけていただくということを行っております。

1枚おめくりいただきまして、2枚目に世話やし隊募集ということで、世話やし隊のチラシを載せております。今現在、市のほうで9名の方を世話やし隊ということで登録をしております。活動自体はボランティアになるんですけれども、実際に応援しているカップルの方が成婚に至った場合には、奨励金として1組10万円を交付をしております。

活動内容なんですけれども、いわゆる仲人さんのことをやっていただくということで、独身者の方に対してこういった世話やし隊という制度があるんだという周知でありますとか、独身者また家族の方から結婚に関する相談があった場合の助言を行うとか、あと、地域の独身者、ほかにこういった独身の方がいるとか、情報収集でありますとか、農業委員会のほうでされているようなイベントについての紹介ですとか、そういったことをやっていただくことになっておりますので、ぜひ、農業委員の皆さんには興味があれば、なっただくようにご検討をいただければと思います。

この世話やし隊になるに当たって、ちょっと要件を設けておりまして、この要件ということなんですけれども、市内在住で20歳以上の既婚者であるというのは基本なんですけれども、ポツの3つ目と4つ目のところで、県の実施する研修を受講することが可能であることということと、県の婚活サポートセンターのお見合いシステムサポーターまたは縁結び隊に登録ができることとしておりまして、県の行う研修を受けていただいて、県の婚活サポーターというものに登録をしていただくことが条件になっております。

1枚おめくりいただきまして、3枚目なんですけれども、婚活サポーターになるための講座というのを予定をしております、それが中ほど下なんですけれども、来月の9月17日に予定をしております。

流れをもう一度説明いたしますと、真ん中のほうにもあるんですけれども、この講座を受けていた

だきまして、その後県の婚活サポートセンターというところがあるんですけども、そこに登録を申請していただくと、それが認定されましたら、市のほうへ世話やし隊というのを登録を申請していただいて、実際に活動をしていただくという流れになります。

雲仙市でこの講座をやるのは年に1回、これが最後ということになりまして、ほかの市でも何回かはやっておりますので、都合が悪ければまた別の日でもご相談いただければと思います。

次の4枚目のほうには、県の婚活サポーターについてということで、チラシを参考に載せておりますけれども、県のほうではお見合いシステムサポーターとか縁結び隊といったように、名前は違うんですけども、世話やし隊が雲仙市版の仲人さん、県内婚活サポーターの方は県内全域にわたり仲人さんの的なことで、同じような取組をやっております。

私のほうからの説明は以上なんですけれども、何かご質問とかございますか、よろしいですか。

○委員（15番 森崎 茂徳君） ちょっとよか、これ、29歳以下が60万で、何で39歳以下が30万、こがん格差の。

○地域づくり推進課（井口崇士君） そうですね、年齢によって……。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 逆にしたほうがよかと、若者はどんどんもらいよつとにさ。どうも30代がもらえんで困っとる。反対に、若者はどがんしても1人でも2人でももらえる。（笑声）

○地域づくり推進課（井口崇士君） 一応、これはちょっと国の補助金をもらってまして、それで年齢に応じて若い方が。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 逆にもらう率がようなりゃせんか。

○地域づくり推進課（井口崇士君） なるほどですね、差をつけること自体ちょっと、なかなかそういったご意見も。

年齢とかなくしてほしいということは、国には言っているんですけども、すいません、ちょっとそういうご意見も頂きましたので。（発言する者あり）そうですね、ありがとうございます。

よろしいですか。ありがとうございました。

○農林課農業班（釣川和義君） 引き続きまして、雲仙市農林課農業班の釣川といいます、よろしくお願いします。

私のほうから2点、補助事業について説明をさせていただきたいと思います。

座って説明させていただきます。

まず、お配りしました令和3年度版光輝く雲仙力アップ事業というカラー刷りのパンフレットのほうをお手元をお願いします。

もう既に見られた方もいらっしゃるかと思いますけれども、一応要点を併せてちょっと説明をさせていただきますと、まず、1枚めくっていただきまして、1ページ目の下のほうに新規就農支援事業ということで、これがございます。

これは、令和2年度からも事業あったんですけども、本年度、令和3年度につきましては、親元就農の方、認定新規就農、認定をもらいまして、親元就農の方に対しては拡充を行っております。

これまではそういう区切りはなかったんですけども、機械、施設、どちらについても5分の1以内、要は20%の上限が100万というふうにしていたんですけども、本年度からは補助率と上限額、補助の限度額を上げております。補助率等のところを見ていただくと分かるんですけども、国の農業次世代人材投資事業の受給者、これは今まで国が150万ですね、これをもらっている方々については昨年と同じ5分の1、20%以内の限度を100万というふうにしていたんですけども、今年度からは150万をもらわない方、もらわない認定新規就農者の方については5分の2以内ということで40%ということで、補助率を上げております。

あと、補助金の限度額についても100万円のところを200万ということに上げて、事業のほうを実施しているところです。（発言する者あり）はい、これは1年間ですね。（発言する者あり）200万まで限度がありますので、例えばの話、1回の申請で補助金が50万でしたというときには、あと150万は使えますね、2回、3回というふうに申請はできます。ですので、年間で200万までというふうにご理解いただければいいかなと思っております。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 補助金をもらうとは150万をもらおうとらんもんが、逆に2割、5分の2もらう。

○農林課農業班（釣川和義君） そうですね、国の次世代の給付を全く受けてない人ですね。（発言する者あり）もらってない方は対象、新規就農者の方は対象になります。（発言する者あり）

一応この事業も4月からスタートしてまして、令和2年度から予算を比較しますと、大分、倍とまでは言いませんけども、予算のほう大分確保しているんですが、これもう4月以降ずっと推進をした結果、あともう残り予算が僅かとなっております。（発言する者あり）ですので、もし該当される方がいらっしゃれば、早めに申請をしていただければなと。もう予算がなくなれば、どうしても追加の補正というのはもう難しいです。（発言する者あり）来年申請をしていただくことは可能です。ですので……。

○委員（15番 森崎 茂徳君） それができ、今年半分ぐらいで、半分ということはできないの。

○農林課農業班（釣川和義君） いえ、毎年200万までということで区切りますので、ですので、今年もし予算がなくてできなかったとなれば、来年していただいて、200万、実際ご自分の計画は、例えばの話300万ぐらい補助金が必要だというときには、2か年に分けて申請をされるとかいうふうに、そこは計画立ててしていただければ、満額ですね、満額といいますか、できるだけもらえるような算段を考えていただければいいのかというふうには思っております。

一応この事業も、来年度も引き続きする予定ではございますけれども、予算はどこまで確保できるかは分かりませんので、極力計画があらわれる方は早めに申請をしていただければと思います。

続いて2ページのほうにも、同じ新規就農支援事業ということで、上のほう、④の経営簿記ソフト購入事業というのを今回新たに創設をしております。

これにつきましては、市の認定新規就農者の認定を受けた方について、経営簿記ソフトの購入費用を全額負担しますということで、新たにつくっております。ただ、限度額が一応6万円までということで、経営簿記ソフトを導入されて青色申告を進めたいと、もう皆さん、若いうちからそういうのに携わってもらいたいという思いから、一応この事業を創設しまして補助を行っております。今回も、7件近くもう申請があって、実際もう事業も進めているような状況でございます。

新規就農者の方については、以上がメインとなっておりますが、あと、市内の農業者につきましては、その下のほうの②でドローンの資格取得の補助とか、あと、ほかにもアシストスーツ、耕作放棄地等の解消についても、いろいろと事業のほうをメニュー化しておりますので、また後もって見ていただき、申請があれば早めをお願いをしたいと思っております。

以上、これは光輝く雲仙力アップ、市の補助事業についての説明でございます。

あともう一点、A4のカラー刷りで、一枚物でお渡ししております経営発展に向けた取組も国、市町村が一体で支援しますということで、一枚のカラー刷り、こちらのほうを御覧いただきたいと思えます。

これにつきましては、今年度、令和3年度から国のほうが新しく事業を創設した内容となっております。表は写真等ですので、その裏面を御覧ください。

経営継承・発展支援事業の概要ということで、ここに要件等が載せております。

これをまず説明させていただきますと、まず1点目の1番、事業の概要ということで、本事業は地域農業の担い手の経営を継承する後継者による経営を発展させる取組を支援することということで、要は今の若手の方が、後継者の方が要は経営を譲り受けるというときに対して、国のほうが支援をしましょうというような事業となっております。

あと、内容について、まずは補助の対象の要件ということで、右側に書いてありますけれども、地域農業の担い手の先代事業者、これが今、いわゆるお父さんのほうですね。お父さんのほうから、その経営に関する主催権の移譲を受けた後継者、要は息子さんたちになります。親から子に、これは法人の場合もいいんですけども、そういうふうに経営を移譲した場合というときに、経営発展計画という計画をつくることになりますけれども、そういう継承をするときに必要な経費に対して支援をしましょうという内容となっております。

これにつきましては、ちょっとこの要件には載っておりませんが、ほかにも要件がございます、どうしても現在、親のほうで青色申告をしていないとだめと。その息子さん、引き継いだ経営継承者の方も青色申告をするというところが、まず条件が1つあります。

それと、国の次世代の給付金150万円ですね、年間の150万、これを受けていない人、受けて

いない後継者ということになっております。

ですので、国のほうとしましては、次世代のほうで年間150万円をもらえない方々、要は親元就農の方々ですね、こういう方たちに対して何らかの支援ができないかというふうなことを考えられて、この経営継承・発展支援事業というものが令和3年度からスタートしたような状況です。当然、それにつきましては、当然いろんな要件があるということで、先ほど説明した親も青色申告をしていないとだめと、息子、経営をする人も、引き継ぐ人も青色申告というような条件、ほかにもちょっといろいろな要件はありますけれども、そういう要件を満たした方に対して3番、下のほうに補助額、補助対象となる取組ということで説明があります。

補助の上限については100万までということです。これにつきましては、国と市が2分の1ずつ負担します。ですので、もし100万の経費がかかる内容があれば、手出しなしでそれが受けられると。その補助の対象としまして、その経費については下のほうに、1から13まで書いてありますけれども、法人化をするときの経費とか、新たな品種、部門等を導入するとき、いろんな3番の認証を取得するときとか、あと、例えば6番辺りで経営管理の高度化をするとき、右側に行きまして、9番の販路開拓とか10番の新商品開発、11番の省力化、業務の効率化、品質の向上というような、こういう内容について経費がかかるものを補助しましょうということになっています。

ですので、例えば機械ですね、よく言われるのは農業用機械、トラクターとかいろんな定植機等々もあるかと思いますが、これが11番のところの省力化ということで、省力化、業務の効率化、品質の向上という業務に必要と認められれば、対象になるということです。あくまで経営を引き継いで、その経営を発展させていくために必要な経費と、そういうものをこの補助の対象にしましょうというふうになっています。それも、限度額100万までということです。

ですので、もし、80万の機械を買いますとなったときには、国が40万、市が40万負担して、その方の負担はゼロと。ただ、200万かかりますとなったときには、100万が上限ですので、残り100万は自己負担ということで、実質2分の1の補助、国と市合わせて2分の1の補助というようになりますので、そこの経営継承に当たっての必要な機械等々がございましたら、こういうのも、こういう事業も活用できますので、もし皆さんの中で経営を移譲する予定とか、これも遡って令和2年の1月1日、去年の1月1日以降に経営を移譲された方が対象になります。

○委員（15番 森崎 茂徳君） ちょっとあれですけど、親が白でよ、子供が青でしとる場合はどがんかと。

○農林課農業班（釣川和義君） だめです、対象になりません。これは、申請をするときに、お父さんのほうの申告書、青色申告書の写しも提出しなさいというふうになっていますので、逆にもし経営をもう既に移譲されていればちょっと難しいですけども、まだ……。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 2年ぐらい前にしとうけん。

○農林課農業班（釣川和義君） ああ、そういうのは申し訳ないです、対象になりません。

○委員（１４番 東 康敬君） ここ使うとは１回切りね。

○農林課農業班（釣川和義君） これは１回切り、ですので、あくまで経営を移譲したときですので、ずっと年間いくわけではありませんので。（発言する者あり）ですので、もし今から経営を移譲しようかという方がいらっしゃって、ただ、その人が白色だったということであれば、できれば来年とかの申告は青色でしていただいて、その後に経営を引き継ぐというようなやり方をしていただければ、この事業の対象にもなってくるのかなと。白から青に簡単に変えられるかどうか、私もよく分からないんですけれども、難しいかなと思うんですが、そういうやり方もあるのかなと思っております。どうしても青色申告をしているということが条件でありますので、こういう事業が新しく今年度から国のほうも考えられたということで、事業のほうの紹介をさせて、２件ほどさせてもらうことになりますけれども。（発言する者あり）

○委員（１４番 東 康敬君） 新規就農者は、１５０万があったじゃなかですか。

○農林課農業班（釣川和義君） はい。

○委員（１４番 東 康敬君） この分で、そういう形の分の補助金というのではないわけ。

○農林課農業班（釣川和義君） ですね。もともとですね、この事業も去年１１月ぐらいにはこういう事業がありますと国のほうから情報提供はあっていました。これも、何にでも使える、今言われたように、国の次世代、年間１５０万もらう方たちと同じような事業と最初は思っていたんです。何でも使える、金額は別にして、国から入ったお金は何にでも使えるよというような感じで最初は進んでいたみたいなんですけども、結果的に蓋を開けてみたらこういうふうに、何か機械とか、法人化とかかかる経費にしか補助は出しませんということで、やっぱり対象経費が変わってきたと、になっているところです。それで、この事業についてはあくまで単年ということでご理解いただければと思います。すいません、一応こちらのほうからの、私からの説明は以上です。何か質問等がありましたら、お願いいたします。

○議長（馬場 保君） 何か質問ありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ないそうです。

○農林課農業班（釣川和義君） 分かりました。ありがとうございました。（発言する者あり）分かんときは、もういつでも確認に来てください。

○議長（馬場 保君） 今日は農地から農政まで、新しい委員の方はなかなか頭がこんがらがっておられると思いますけども、ぼつぼつ慣れながら勉強していってください。

長時間にわたりましてご協力いただきありがとうございました。これで閉会いたします。

午後４時１０分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年 8月 5日

議 長

署名委員

署名委員